

令和8年度地域特性やまちづくりを踏まえた持続可能な地域交通構築事業業務委託 仕様書

1 業務の名称

令和8年度地域特性やまちづくりを踏まえた持続可能な地域交通構築事業業務委託

2 業務の目的

人口減少・高齢化などを背景として地域交通の需給に変化が生じており、地域交通を利用する人数が減少によって交通事業者の経営維持が困難になっているとともに一方で、バスの運転手などの担い手は確保が難しくなっている。

このため、本事業により、各市町村の現状や課題を分析し、市町村を越えた広域的な地域交通のあり方など検討し、地域特性やまちづくりを踏まえた持続可能な地域交通をリデザインするために根拠となる情報をまとめる。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月31日（水）

4 契約金額の上限

本業務の委託料は、20,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

5 業務内容

（1）計画書作成及び進捗管理

本事業における全体工程、作業内容、関係者の役割分担等をまとめた計画書を作成し、進捗管理を行う。

（2）和歌山県内における関係者が抱える課題の抽出

和歌山県内における既存の地域交通等の分析や、市町村や関係交通事業者に対して、アンケート等を行うことにより、地域における交通課題を抽出すること。アンケート等により洗い出した課題は、資料として分かりやすく整理すること

（3）分析に必要なデータの検討

上記（2）を踏まえ、本業務の目的の達成に必要なデータの種類の検討し、交通事業者等から取得するデータの選定を行うこと

※必要となるデータの例

（ア）取得、分析するモビリティデータの特定

（イ）交通モード別の利用実績、ODデータ（起終点データ）の分析

（4）データの取得・加工

データを保有する事業者に対し、事業の目的、データの活用方法、取り扱い方法等必要な事項を説明の上、事業目的達成のために必要となるデータの詳細を事業者と調整し、データを取得すること。なお、本業務の目的の達成に必要な運行データ等を事業者が保有していない場合は、受注者において、実地調査等の方法により計測・集計等を行い、必要なデータを取得することとする。

（5）実態調査

上記（2）から（4）を踏まえ、和歌山県内の30市町村や交通事業者等に対して、ヒアリング等を実施すること。なお、1回以上は、和歌山県職員と同行のうえ、和歌山県内の30市町村を訪問して実施することとする。

また、必要に応じて、宿泊施設、学生、福祉、介護、ボランティア輸送車両等の送迎状況等の調査を行うこと

(6) データの分析、可視化

QGIS（地理情報システム）やBI ツール等を活用し、取得（交通事業者から提供されるバスロケーションシステムのデータ、交通事業者がアナログでカウントする数値データ）・加工済のモビリティデータ、人流データ、住民移動ニーズに係るデータ、その他分析に必要なデータ及び和歌山県や市町村等が保有するデータを組み合わせ集計・分析し、可視化する。分析結果の提示にあたっては、活用したデータを具体的に明示した上で、集計方法や分析の考え方、結果が示されるまでの過程等を分かりやすく示すこと

※分析する項目の例

- (ア) 移動の出発地・目的地の分布状況の把握
- (イ) 移動者の時間別利用状況の把握
- (ウ) 移動者の特性に応じた交通機関選択等の交通行動に係る分析
- (エ) 交通空白の実態
- (オ) 交通サービスの供給と住民移動ニーズのギャップ
- (カ) 各交通モードの役割分担の整理
- (キ) 各交通モード間の結節（乗り継ぎ等）状況の整理

(7) データを用いた施策検討の支援

調査結果を踏まえ、各市町村の交通課題を解決する施策等を提案すること。また、課題解決にあたって、市町村域を跨る広域的に検討すべきものも併せて提案すること

(8) 和歌山県や市町村職員を対象とした講習等を1回以上開催すること

(9) その他

- (ア) 本事業において受託者が参加した、関係者との協議については、協議概要案を作成のうえ、当該協議参加者に内容確認を行い、内容を確定させること
- (イ) 受託者は、事業効果を高めるため地域公共交通や交通工学等の分野において研究実績のある有識者等への意見聴取を3回程度行い、聴取内容を参考に本業務の遂行にあたること
- (ウ) 本事業の効果を高める取り組みがあれば提案すること

6 納品物

(1) 実施報告書 印刷物 1部及びPPT/WORD/EXCEL形式 1部（電子データによるものとする）

(2) 納入場所

和歌山県総合交通政策課

(3) 秘密の保持

本業務に関し、受注者が本県から受領し、又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表し、又は使用してはならない。また、本業務に関し、本業務で知り得た県の業務上の秘密を保持しなければならない。

7 特記事項

委託業務契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、受注者と和歌山県総合交通政策課が協議し、決定する。